

書き下し文

○ 天保十二丑年七月廿一日 下御勘定所へ差出_二之_一

岡部内膳正領分

泉州日根郡市場村

讓渡人

百姓 清左衛門

酒造株高八十石七斗七升

一 酒造米高二百五十石

堺御奉行

水野舍人様御支配所

堺南大工町

桂野屋

讓請人

庄兵衛

右の通、酒造株讓受渡の義願出候間、外方相糺候所

故障の筋も無_レ之候に、願の通申付候、此段御届申上候、以上

岡部内膳正家来

七月廿一日

竹内多橋（橘）

酒造株の廃止案

御一新以来、諸株式追々御廃止相成候處、酒造而己_{ノミ}従前

ノ俣被_二立置_一候儀、御趣意柄も可_レ有_レ之_ト奉_レ存候へ_トも、右株

有_レ之_者、近來物価騰貴_二付、中_二八株高通り造兼候者_一も

有_レ之_候處、新規_二酒造相望候者_一も林立_二付、難_レ任_二其意_一族

も御坐候。元來飲食の品_一人々ノ嗜・不嗜も御坐候へ_トも

大体地方人員_ト相当不_レ仕候_テハ、自然他方ヨリ買求候

様相成、米産多分ノ土地_ニテハ、不益ノ廉不_レ少様奉_レ存候、

且、仮令右株式御廃止_二相成居候売捌方ノ目的無_レ之_候

テハ、製造も不_レ仕理勢_ニに御坐候間、酒造株式總_テ御差解_{サシトキ}

相成候_トも、猥_二酒造相増候儀_一ハ無_レ御坐_一候哉_二奉_レ存候

間、人々ノ財産_二一応_シ、自由_二製造候様相成候_一ハ、商民

融通ノ為_二も可_レ然奉_レ存候、依_テ此段奉_レ候、以上

辛未正月十八日

金 沢 藩

弁 官 御 中

伺ノ趣、不_レ被_レ聞届候事

読み下し文

○ 天保十二丑年七月廿一日 下勘定所へこれを差出す

岡部内膳正領分

泉州日根郡市場村

讓渡人

百姓 清左衛門

酒造株高八十石七斗七升

一 酒造米高二百五十石

堺御奉行

水野舎人様御支配所

堺南大工町

桂野屋

讓請人

庄兵衛

右の通り酒造株讓受渡の義願い出候間、外方相糺し候所、故障の筋もこれなく候につき、願の通り申し付け候、此段御届申上候、以上

岡部内膳正家来

七月廿一日

竹内多橋（橘）

酒造株の廃止案

御一新以来、諸株式追々御廃止相成り候処、酒造のみ従前の俣立ち置かれ候儀、御趣意柄もこれあるべきと存じ奉り候へども、右株これある者、近來物価騰貴に付き、中には株高通り造り兼ね候者もこれあり候処、新規に酒造相望み候者も林立に付き、其意に任せがたき族も御座候。元來飲食の品は人々も嗜・不嗜も御座候へども大体地方人員と相当仕らず候ては、自然他方より買ひ求め候よう相成り、米産多分の土地にては、不益の廉少なからざる様存じ奉り候、且、仮令右株式御廃止に相成り居り候売捌方の目的これなく候ては製造も仕らざる理勢に御座候間、酒造株式すべて御差し解き相成り候とも、猥に酒造相増し候儀は御座なく候やに存じ奉り候間、人々の財産に應じ、自由に製造候様相成り候はゞ、商民融通の為にもしかるべくと存じ奉り候、依て此段伺い奉り候、以上

辛未正月十八日

金 沢 藩

弁 官 御 中

伺の趣、聞き届けられず候事